

報告書

～ 会議のまとめ ～

平成24年2月26日

光風台駅前エスカレーター代替案検討会議

はじめに

光風台駅前エスカレーター代替案検討会議（以下「検討会議」という。）は、光風台駅前のエスカレーターが老朽化により稼働しなくなった後の対策を検討するために設置され、平成23年6月から平成24年2月までの9ヶ月間、延べ8回にわたる会議を開いてきた。

検討会議が設置された発端は、少子高齢化の進展と人口減少により町税の減収が続き、危機的な財政状況となってきた豊能町が、エスカレーターの廃止を含む財政再建計画を立てたことに対し、エスカレーターの意義を訴える地元自治会が立ち上がったことである。検討会議では、まず、町の財政状況がどれくらい厳しいのかを確認する作業から始め、次に事業の優先順位の議論となったが、実際の事業選択については、この会議の範疇を超えるものであり、議論をするにとどめた。その後、エスカレーター以外の代替案の検討を行ったが、様々な条件を考慮すると、エスカレーターが最も現実的との判断を得て、最終的にはエスカレーターを更新するならばどのような方策が考えられるのかに焦点が絞られた。そこで、住民が自己負担をしてでもエスカレーターを残したいのであれば、行政負担は軽減され、住民の便益は大きいと訴えることができることから、住民の意思の大きさを量ることで、真の意味でのエスカレーターの価値を吟味し、エスカレーター更新の是非を判断する流れとなった。ところが、町の確認不足により、この段になってエスカレーターがしばらくの間は現状のまま稼働できることが判明した。エスカレーター廃止計画は5年延長されることとなり、検討会議が結論を出すのは時期尚早との判断で一致し、結論を出さずに終結することとなったのである。このような状況が生じたのは、メンテナンス会社と町との間で細かな確認がなされていなかったことが原因である。この点は、町も肝に銘じて、今後の政策対応を心掛けてほしい。

しかしながら、検討会議で議論を重ねたことは無駄ではなく、将来に向けた課題や論点を整理する良い機会となったことは事実であるし、町と住民が忌憚なく意見を交わす貴重な場であったことも事実である。したがって、検討会議の議論がより一層、今後の議論に寄与するためにも、ここに検討会議のまとめとして報告書を作成するものである。この報告書が行政と住民との協働に、また、町の針路に役立つことを切に願う。

光風台駅前エスカレーター代替案検討会議
会長 赤井伸郎

目 次

1.	エスカレーターの経緯と現状	3
2.	町の財政再建計画	4
3.	検討会議の経緯	5
4.	エスカレーターの更新費用、維持管理費用	8
5.	費用負担のあり方	9
6.	まとめ	10
7.	資料	13
	検討会議設置要綱	
	検討会議名簿	

- 添付資料1 光風台駅前エスカレーターに係る稼働期限等確認表
添付資料2 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議 会議録（概要）
添付資料3 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議 会議配布資料

1. エスカレーターの経緯と現状

(1) 設置

光風台と新光風台を開発・分譲した京阪神興発(株)が、平成2年7月、新光風台の販売促進のために、光風台駅前にエスカレーターを設置した。同時に町に移管され、町がエスカレーターの運転を開始した。

設置費用は京阪神興発(株)が負担し、維持管理費用は町が負担している。

(2) 年間の維持管理費用

保守管理委託料 約300万円

電気代 約80万円

修繕料 10万円～200万円程度

合計 400万円～600万円程度

※ 監視カメラの監視、扉の開閉、電源のオンオフ等の業務は駐輪場の管理人が行っており、その人件費は駐輪場の運営費に含まれている。

(3) 1日当たりの利用者数

調査年月日(曜日)	H22.11.9(火)	H23.10.6(木)	H23.11.8(火)
光風台駅で電車を降りる人	2,295人	2,126人	2,158人
調査主体	能勢電鉄	検討会議	能勢電鉄

調査年月日(曜日)	H22.6.3(木)	H23.6.7(火)	H23.10.6(木)
エスカレーターを利用する人	1,135人	1,116人	1,127人
調査主体	豊能町	豊能町	検討会議

(4) 耐用年数

法定耐用年数は15年【大蔵省令】とされているが、計画耐用年数は25年【公益社団法人ロングライフビル推進協会(旧称:社)建築・設備維持保全推進協会)のライフサイクルコスト評価指針】となっている。

光風台駅前の機種の場合、設置が平成2年7月であるため、計画耐用年数は平成27年7月に到来する。

メンテナンス会社は一般的に設置から20年を過ぎると更新(リニューアル)を推奨している。

2. 町の財政再建計画

(1) エスカレーターに係る計画の概要

町は平成21年秋、光風台駅前のエスカレーターを更新するには2億8千万円が必要と試算し、当時は国や府の補助制度が見当たらなかったことから、町単独での更新は不可能であり、廃止せざるを得ないと判断した。そこで、町議会で2回（平成21年12月議会、平成22年3月議会）、町の考えを説明した上、広報「とよの」平成22年4月号で、財政再建計画の一つとして、エスカレーターについて「設備の更新を見送り、毎年度修繕費を計上。平成26年度末までに廃止。」と発表した。

(2) 財政再建計画全体の概要

計画期間 平成22年度から平成26年度までの5年間

目 標 効果額 5年累計25億円

基金残高 5年後に10億円以上

主な計画 人件費の削減（職員給与5%削減、職員数の削減など）

巡回バスの廃止を含めて見直し

豊悠プラザと保健センターの統合

農村婦人の家の廃止

ごみ収集の有料化

光風台駅前エスカレーターの廃止

上下水道事業への繰出金の削減

東地区幼保一元化

西地区幼稚園統合

吉川公民館の廃止

ユーベルホールの休止

など

※いずれも平成22年4月時点の計画内容

3. 検討会議の経緯

(1) 意見交換会

平成23年1月、両自治会から町への呼びかけにより、町議会議員が同席のもと、住民と町による意見交換会が開催された。意見交換の中で、現在のエスカレーターを廃止した後の代替案を提示するよう住民側から町に要望があり、引き続き意見交換を行うこととなった。

同3月、2回目の意見交換会が開かれ、町は、代替案を作成するための検討会議の設置を提案した。

(2) 準備会

平成23年4月、両自治会と町による検討会議の準備会が開かれ、町が設置要綱の案を示した。

同5月、2回目の準備会において、要綱案の決定、学識経験者の選定、スケジュールの確認等を行い、6月から検討会議をスタートさせることとなった。

(3) 検討会議

第1回 平成23年6月25日（土）午後7時～ 新光風台自治会館

決定事項

- ・会長の選任（赤井阪大教授を会長に選任）
- ・会長職務代理の指名（猪井阪大助教を職務代理に指名）
- ・会議の公開

確認事項

- ・エスカレーターの設置の経緯と利用状況、維持管理費用、仕様
- ・人口推計
- ・財政再建計画策定の背景、今後の財政状況の見込み
- ・新光風台自治会によるアンケート結果

第2回 平成23年8月6日（土）午後7時～ 光風台自治会館

確認事項

- ・人件費の状況、財政推計の変化、決算の推移、財政再建計画の検討に際し俎上に載せた事業
- ・地区別・年齢別人口
- ・エスカレーター・エレベーターの更新費用、維持管理費用

決定事項

- ・エスカレーター利用者調査の実施

第3回 平成23年9月3日(土)午後7時～ 新光風台自治会館

確認事項

- ・第2回会議からの持ち越し事項

議会費の平成23年度予算、議員定数、議員報酬等、政務調査費の府内町村の比較、し尿処理の状況、公園・緑地・街路樹の維持管理に要する経費

- ・代替案得失検討表

決定事項

- ・エスカレーター利用者調査実施要領と日程(10月6日実施)

第4回 平成23年10月23日(日)午後5時～ 新光風台自治会館

確認事項

- ・エスカレーター利用者調査結果
- ・路線バスの再編について
- ・エスカレーターの更新費用の見積もり結果
- ・社会資本整備総合交付金交付要綱
- ・町、光風台、新光風台それぞれの代替案得失検討表

決定事項

- ・住民アンケート案の作成

第5回 平成23年11月19日(土)午後7時～ 光風台自治会館

確認事項

- ・住民アンケート案の目次
- ・エスカレーターの更新費用は町負担、維持管理費用は住民負担
- ・費用負担の方法について次回会議で決定

決定事項

- ・住民アンケートの実施

第6回 平成23年12月10日(土) 午後7時～ 西公民館

確認事項

- ・エスカレーターの部品供給は平成27年度以降も5年は可能と判明
- ・エスカレーターのフルメンテナンスは平成31年度末まで可能と判明
- ・町の方針
 - ① 部品供給とフルメンテナンスが可能な限りエスカレーターを稼働
 - ② フルメンテナンスが出来なくなった時点でエスカレーターは廃止
 - ③ エスカレーターを更新する前提条件は、更新費用に対し国の交付金があることと、維持管理費用を住民が負担すること
- ・住民アンケートは時期尚早であり、現時点では実施しない

決定事項

- ・検討会議のまとめ(報告書)を作成する

第7回 平成24年1月15日(日) 午後5時～ 光風台自治会館

確認事項

- ・検討会議のまとめ(報告書)の案
- ・ガバナンスの項に町の意見を追加するか否か、町は持ち帰り検討する
- ・今後の対応としては、国の制度や町の方針に変更があったかどうか定期的に報告し、お互いが必要と認めた場合には場を持つ
- ・前項のことについて、町は住民に書面で通知する

決定事項

- ・新光風台自治会が実施したアンケートを報告書の資料に添付する
- ・メンテナンス会社から町あての文書を次回検討会議で示す

第8回 平成24年2月26日(日) 午後6時～ 光風台自治会館

確認事項

- ・メンテナンス会社から町あての文書

決定事項

- ・検討会議のまとめ(報告書)

4. エスカレーターの更新費用、維持管理費用

(1) 更新費用

メーカー4社（三菱、日立、フジテック、オーチス）の見積り額は、最低額 1億1,077万円～最高額 1億8,774万円。

アーケード部分の更新費用は、町の見積りでは1,600万円。

よって、更新費用総額は1億2,600万円～2億300万円程度。

※メーカーの見積り額は、基礎に十分な耐力があることが前提であり、基礎工事が別途必要な場合もあり得る。

(2) 維持管理費用【年間】

電気代 80万円

メンテナンス 300万円

監視員人件費 520万円（駐輪場が無人となれば専任の監視員が必要）

修繕費 150万円（修繕は毎年必要とは限らない）

合計 1,050万円

(3) 国の交付金

平成23年度の制度が継続された場合は次のとおり。

更新費用に対し55%補助。

仮に1億2,600万円（見積り最低額）が更新費用と仮定した場合、

国の交付金 6,930万円、

町の負担額 5,670万円となる。

5. 費用負担のあり方

(1) 町が提示した費用負担の方法

更新費用は町が負担、維持管理費用は住民（受益者）が負担。

エスカレーターはそもそも開発業者が設置した（住宅分譲価格にエスカレーターの設置費用が含まれていた）ものであるから、これを踏襲すると、更新費用は住民が負担するべきだが、更新費用に対しては国の交付金が交付される可能性があるため、この交付金を最大限活用しようとする、更新費用は町が負担せざるを得ない（住民が更新費用を負担すると、住民の負担部分に対する国の交付金が交付されない）。したがって、住民の負担は、維持管理費用。

(2) 維持管理費用の受益者負担の方法に係る各委員の意見

- ・ 能勢電鉄の運賃に上乗せ
- ・ 世帯単位で耐用年数分を一括払い
- ・ 年払いで自治会費に上乗せ
- ・ 寄付を募り、目標額が集まれば更新する
- ・ 役務の提供（住民が監視員を務める）
- ・ 役務か現金かの選択制
- ・ 監視員に相当する金額を受益者が負担し、メンテナンスは町が負担

6. まとめ

検討会議は、町が「エスカレーターの部品が供給され、フルメンテナンスが出来る限り稼働させる。」と方針を転換したことに伴い、当初の目的である代替案とその費用負担の検討を中断し、結論を出さずに終結したが、それらについては次のとおり議論が交わされた。

(1) 町が示した代替案

- ・エスカレーターの更新（受益者負担あり）
- ・エレベーターの設置（受益者負担あり）
- ・路線バス（新光風台循環と東ときわ台循環）の再編によるバスの活用

(2) 代替案の協議の結果

- ・エレベーターは搬送能力に問題があり、代替案になり得ない。また、ニーズは少なく、住民に負担を求めることは困難。
- ・路線バスは、光風台にとっては代替案になり得るが、新光風台にとっては既存であり、代替案になり得ない。また、路線バスは恒久対策ではなく、利用者の状況如何で減便や撤退もあり得るため、代替案に相応しない。
- ・住民のニーズはエスカレーターの存続であり、どのようにしたらエスカレーターを残すことができるのかを検討することとする。

(3) 住民の費用負担の協議の結果

- ・エスカレーターを残すためには、住民も一定の負担をすることはやむを得ない。
- ・町は、エスカレーターを存続する場合の費用負担のあり方として「更新費用は町が負担、維持管理費用は受益者が負担」と提案し、住民代表委員は町の提案を持ち帰った。
- ・住民の負担の方法については、様々な意見（前述「5. 費用負担のあり方」参照）が出たが、結論には至らなかった。

(4) 検討会議を5年先送り

- ・町が財政再建計画を策定した当時（平成21年度）、エスカレーターの部品供給とフルメンテナンスは平成27年7月（設置後25年）までとメーカー系列のメンテナンス会社から聞いていた。このため、町は、現在のエスカレーターの稼働は平成26年度末（平成27年3月）までが限度と判断し、更新か廃止かの選択を迫られた。

- ・町は、更新に要する費用を2億8千万円と試算し、平成21年度当時は、これに対する国や府の補助制度が見当たらないこと、及びエスカレーターは利便施設であり、公共性が低いという判断から、更新を断念し、エスカレーターは平成26年度末までに廃止することを決定した。
- ・検討会議の設置後、エスカレーターの更新に対して国の交付金制度を適用できることが判明し、また、新光風台自治会が実施したアンケートによれば、回収率58.9%で、そのうち84%の人が存続を望むものであったこと、及び住民も一定の受益者負担を受け入れる意向があることから、町は住民負担を前提に、エスカレーターを更新する方針に転換し、検討会議で提案した。
- ・そこで、住民負担について住民がどのように考えているのか、また、負担してでもエスカレーターを残したいという意思をどの程度の住民が持っているのか、住民アンケートを実施することとなった。
- ・ところが、町がメンテナンス会社に稼働可能年数を再確認したところ、エスカレーターは、大規模災害などで一時期に同部品が大量に必要となった場合を除き、平成31年度末まで稼働させることが可能と判明し、町はその方向に転換した。
- ・これを受けて、検討会議は、住民の費用負担について結論を得ることは時期尚早と判断し、アンケートを取らずに会議を終結させることとした。
- ・しかしこれは、次の更新の際に国の交付金制度がないというリスクを抱えたことになる。
- ・また、5年先送りしたに過ぎない上、町はエスカレーターをフルメンテナンス終了後に廃止する方針を変更しておらず、平成31年度末に向けた新たな検討の場を設ける必要がある。

(5) 町の組織統治（ガバナンス）の問題

最終的な負担についての議論が始まろうとしたとき、エスカレーターがしばらくの間は継続して現状のまま稼働できることが判明したため、協議は将来に延期されたが、このような事態を招いたことについて、町は、町からメンテナンス会社への細かな確認作業が不十分であったことが原因であると認め、陳謝した。住民代表委員からは、今後はこのようなことのないよう細心の注意を払い、住民の目線で業務に当たることを望む旨の強い要望があり、それを受けて町は努力することを約束した。

(6) 今後の対応

この検討会議を契機に、エスカレーターに係る国の交付金制度の改正などの関連情報や町の方針の変更について、町が住民(自治会)に定期的に書面で報告し、その上で住民(自治会)が必要と認めた場合には、意見交換の場を持つことと決定した。

7. 資料

(1) 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議設置要綱

(目的)

第1条 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議（以下「検討会議」という。）は、光風台駅前に設置されているエスカレーターの稼働停止後における代替案について、町と地域の実情に即した案とするために必要な事項を総合的に検討するものとする。

(協議事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を協議・検討するものとする。

- (1) エスカレーター稼働停止後の代替案
- (2) 前号の実現に向けた負担のあり方

(構成、任期等)

第3条 検討会議の構成員は、12名以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 豊能町職員（以下「町職員」という。）
- (4) その他検討会議が必要と認める者

2 学識経験者は、豊能町長（以下「町長」という。）が選任する。ただし、住民又は利用者の代表から推薦があった場合は、町長はこれを尊重するものとする。

3 住民又は利用者の代表は、それぞれ光風台、新光風台各自治会において選任する。

4 町職員は、町長が任命する。

5 その他検討会議が必要と認める者は、必要に応じ検討会議において選任する。

6 構成員の任期は、検討会議の発足時から平成24年3月31日までとする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討会議の運営)

第4条 検討会議に会長をおき、構成員の互選により選出するものとする。

2 会長は、検討会議を代表し会務を総括する。

3 検討会議の会議は必要に応じて会長が招集する。ただし、構成員の3分の1以上からの要請がある場合は、会長は検討会議を招集しなければならない。

4 会長に事故ある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 検討会議は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 検討会議の議決は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決すところによる。

7 検討会議の公開の可否は、検討会議において決する。

8 検討会議の庶務は（第2条に定める協議事項の協議・検討に必要な見積（相見積を含

む。)の徴収、その他の検討資料の準備・作成を含む。)は、豊能町総務部企画政策課において処理する。

(期限)

第5条 検討会議は、平成24年3月31日までに終了し、それまでに第2条に定める協議事項について結論を得るものとする。なお、結論が一つの代替案に集約できない場合は、複数の代替案を併記するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が検討会議に諮り、検討会議の決議をもって定める。

附則 この要綱は、平成23年5月18日より施行する。

(2) 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議名簿

	氏名	所属等
学識経験者 (3条1項1号)	◎赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	○猪井 博登	大阪大学大学院工学研究科助教
光風台自治会 (3条1項2号)	水谷 嘉明	自治会長
	倉場 敦司	
	飯田 久夫	
新光風台自治会 (3条1項2号)	大原 光信	自治会長
	本山 一裕	
	吉岡 雅朗	
豊能町 (3条1項3号)	鴻野 芳樹	建設環境部建設課長
	内田 敬	総務部財政課長
	木田 正裕	総務部企画政策課長
事務局	東浦 進	総務部企画政策課主幹

◎は会長、○は会長職務代理



光風台駅前エスカレーターに係る稼働期限等確認表

平成27年2月26日
大阪市北区堂山町3丁目3号
株式会社日立ビルシステム 関西支社

光風台設置 800CX-P

1990年7月
(H2年7月)

エスカレーター設置

2015年3月 (H27年3月) 2015年7月 (H27年7月)

2020年3月 (H32年3月) 2020年7月 (H32年7月)

(平成26年度末)
当初廃止期限

計画耐用年数

(平成31年度末)
現時点廃止期限

フルメンテナンステナンス終了

経年数(年)

5

10

15

現在

20

25

30

法定償却耐用年数 15年

主要装置平均耐用年数 20年

計画耐用年数 25年

リニューアルの平均時期

メーカー製造後

エスカレーター

型式 800CX-P x 2

メーカー対応
メンテナンス会社対応

1994年9月
(H6年9月)

本体製造終了

20年目処

1014年8月
(H26年8月)

部品製造終了

5年

1019年8月
(H31年8月)

部品保有期間 1

5年程度

1024年8月
(H36年8月)

部品保有期間 2

- ※ 本体と部品製造は株式会社日立製作所。部品保有は株式会社日立ビルシステム。
- ※ 計画耐用年数は設置から25年。
- ※ 平成26年8月 部品製造終了(本体製造終了から20年)
- ※ 平成27年7月 計画耐用年数到来(設置から25年)
- ※ 平成31年8月 部品保有期間1到来(部品製造終了から5年)
- ※ 平成32年7月 フルメンテナンステナンス終了の見込(計画耐用年数到来から5年)



豊能町 御中

平成 24 年 1 月 30 日

〒530-0035 大阪市北区堂島町 3 番 3 号

株式会社日立ビルシステム



「光風台駅前エスカレーター」の今後のリニューアル計画について

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度豊能町「光風台駅前 殿納エスカレーター」は1990年7月に設置されて以来21年を経過致しました。豊能町様のご理解、ご協力を賜り、保守業務及び修理等を実施させて頂き性能維持と安全の確保に努めて参りました。

しかし、ご愛用いただいているエスカレーターも経年が進み、システム全体の老朽化は避けられず性能は年々低下の傾向にあります。また、主要機器を構成する部品の世代交代が激しい近年、納入当時の技術で開発した旧型部品による修理では旧マイコン制御方式（一部リレー使用）個有の問題点（リレー接点の接触不良に起因する故障の発生、経年使用によるマイコン基板トラブル及び汚損等）は改善されず、今後偶発的な故障も懸念され、性能、信頼性の維持は困難な状況になってまいります。

ビルの寿命が50～60年と言われている中、エスカレーターの計画耐用年数は25年と設定されています（(社)建築・設備維持保全推進協会のライフサイクルコスト評価指針より）。日立製作所のホームページにも、2009年5月14日より「部品供給の停止に関するお知らせ」が掲示させて頂いており重要な部品が故障・破損した場合、長時間復旧できない事が予想されます。

現在ご利用いただいておりますエスカレーター（型式：800CX-P×2台）は、1994年9月に製造を中止いたしました。

製造元であります日立製作所での保守部品につきましては主要装置の平均耐用年数を踏まえ保守部品の標準供給期間は、原則として当該機種の下生産中止後20年を目処としております。

弊社日立ビルシステムにおいては、製造中止後から5～10年程度は、ストック部品あるいは、代替部品で対応させていただき所存でございます。

ただし、将来に渡り保障するものではありません、大規模災害などで一時期に同部品が大量に必要となった場合などは、部品調達に時間を要する可能性があります。

また、2012年1月時点でのご回答であるため、社会情勢の変化などは加味しておりませんので予めご承知をお願い申し上げます。

そして、近年エスカレーターにおきましては、高齢化に伴って不幸にも転倒事故や地震によつてエスカレーターが落下する事故も発生しており、改めてエスカレーターの安全性を見直す動きが盛んになってきております（2012年4月見直し予定）。光風台駅前エスカレーターにおかれましては、駅前から住宅街への通路として非常に公共性の高い使用目的であり、安全性には大変留意されているものと存じ上げております。

現在のエスカレーターに於ける技術革新は目覚ましく、従来品と先端技術を駆使した最新機種では、安全性能・高齢化対策の微速度運転等（インバータ制御）性能及び社会的な要求による機能、省エネルギー化等、最新の機種との格差は一段と大きなものとなっております。

上記理由から、設置後20年以上経過したエスカレーターには、信頼性・安全性の点から、最新機種への更新リニューアルをお勧めしております。又、設置後30年を越えますと現行のフルメンテナンス契約の実施履行も難しくなることが予想されますので、それまでに順次リニューアル計画の実施計画を頂けます様、何卒ご検討の程よろしくお願ひ申し上げます。

敬 具



豊能町 御中

平成23年12月19日

〒530-0035 大阪市北区豊崎3番3号

株式会社日立ビルシステム



「光風台駅前エスカレーター」の今後のリニューアル計画について

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年で豊能町「光風台駅前 殿納エスカレーター」は1990年7月に設置されて以来21年を経過致しました。豊能町様のご理解、ご協力を賜り、保守業務及び修理等を実施させて頂き性能維持と安全の確保に努めて参りました。

しかし、ご愛用いただいているエスカレーターも経年が進み、システム全体の老朽化は避けられず性能は年々低下の傾向にあります。また、主要機器を構成する部品の世代交代が激しい近年、納入当時の技術で開発した旧型部品による修理では旧マイコン制御方式（一部リレー使用）個有の問題点（リレー接点の接触不良に起因する故障の発生、経年使用によるマイコン基板トラブル及び汚損等）は改善されず、今後偶発的な故障も懸念され、性能、信頼性の維持は困難な状況になってまいります。

ビルの寿命が50～60年と言われている中、エスカレーターの計画耐用年数は25年と設定されています（(社)建築・設備維持保全推進協会のライフサイクルコスト評価指針より）。日立製作所のホームページにも、2009年5月14日より「部品供給の停止に関するお知らせ」が掲示させて頂いており重要な部品が故障・破損した場合、長時間復旧できない事が予想されます。

又、近年エスカレーターにおきましては、高齢化に伴って不幸にも転倒事故や地震によつてエスカレーターが落下する事故も発生しており、改めてエスカレーターの安全性を見直す動きが盛んになってきております（2012年4月見直し予定）。光風台駅前エスカレーターにおかれましては、駅前から住宅街への通路として非常に公共性の高い使用目的であり、安全性には大変留意されているものと存じ上げております。

上記理由から、設置後20年以上経過したエスカレーターには、信頼性・安全性の点から、最新機種への更新リニューアルをお勧めしております。現在お納めさせて頂いております機種（CX-P型）は、製造会社であります株式会社日立製作所が「部品供給の停止に関するお知らせ」の通り、2012年12月の部品供給期限には、該当しておりません。しかし、本同一機種の製造が1994年9月までであった事から部品供給の停止は、2014年8月が予想され、設置後25年以上を経過して30年後におきましては、現行フルメンテナンス契約の実施履行が難しくなることが予想されます。

それまでに順次リニューアル計画の実施を頂きます様、何卒ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

また近年のエスカレーターに於ける技術革新は目覚ましく、従来品と先端技術を駆使した最新技術への更新と性能向上・高齢化対策の微速度運転等（インバータ制御）性能及び社会的な要求による機能、省エネルギー、ユニバーサルデザイン等、最新の機種との格差は一段と大きなものとなっております。

何卒長期に渡ってのリニューアルのご検討賜りますようご高配の程お願い申し上げます。

敬 具